

論文

定飛脚日記からみる飛脚問屋

— 「御用」 記述に関する検討 —

卷島 隆

① はじめに

本稿は、駅通志料「定飛脚日記」全10巻（郵政博物館蔵、以下に日記と略し、巻数を付す場合は日記1などとする）を史料に、飛脚問屋による幕府・大名の御用業務について考察したものである。ここでいう「御用」は、主に公権力の公務に関わる輸送・通信業務に限定して用いている。

冒頭の飛脚問屋とは、天明2年（1782）に幕府道中奉行によって公認された「江戸定飛脚仲間」（加盟9軒）のことを指しているが、日記執筆段階ではまだ定飛脚仲間は公認されておらず、時々業者軒数によって「七軒仲間」、また「九軒仲間」などと称した。九軒仲間とは、嶋屋佐右衛門、京屋弥兵衛、和泉屋甚兵衛、山城屋宗左衛門、伏見屋五兵衛、十七屋孫兵衛、大坂屋茂兵衛、山田屋八左衛門、木津屋六左衛門の業者から構成される。

日記は、寛保元年（1741）から宝暦5年（1755）までの約15年間に亘って記述されたものであり、執筆者は嶋屋佐右衛門江戸店支配人かそれに近い地位の人物と思われる。その日の職務関連事項が綴られており、今でいう職務日誌に相当する。

日記の記述は、同時期の定飛脚仲間、また嶋屋佐右衛門の動向など多岐にわたるが、飛脚問屋が請け負った幕府・大名家の「御用」関係も少なからぬ部分を占める。そこで本稿では従来の先行研究でほとんど触れられていない飛脚問屋の「御用」に焦点を絞り、いかなる業務を遂行したのか明らかにすることで、江戸中期の飛脚問屋と支配層との関係を探りたい。そのことによって大名御用飛脚の一端を解明し、延いてはなぜ九軒仲間のみが江戸定飛脚仲間になり得たのか、その理由にも迫りたいと考える。



「定飛脚日記」1—6（表題に「宿駅日記」とある）

② 「定飛脚日記」の成立と研究

(1) 3種の表題

本章では、まず基礎史料となる日記について検討する。基本的な事柄から押さえておくが、まず巻数は全10巻と冒頭に記した。実は「外号」を含むと全12巻となる。表1を参照されたい。表1は左欄からナンバー、史料の表紙に記載の元号と月日、右の4欄は史料の表題である。

まず表題から日記は少なくとも3種類の表題のあることがわかる。江戸中期の史料の成立段

階が表1の太枠に記された名称が本来の表題である。すなわち「日用留壺番」「日用留第式」「日記三番」「日記四番」「日記五番」「日記六」「日記七」「日記八」「日記九」「日記十」である。No.11とNo.12は表題に「日用留」「日記」と付されていないが、この件は後述する。

表1太枠と他を比べると、同じ史料に別の表題が付されたことがわかるが、なぜであろうか。それは明治期に写し（仮に「駅通本」と呼ぶ）が作成されたことによる。駅通本は、『大日本帝国駅通志稿』『大日本帝国駅通志稿考証』（以下、『駅通志稿』と略す、凡例日付には明治14年〈1881〉9月）¹⁾の根本史料として、交通関係史料（これが現在の郵政博物館蔵「駅通志料」）が収集された際、定飛脚日記を筆写して成立した。『駅通志稿』は、明治政府駅通局官吏の青江秀が中心となって同局によって編纂された古代から近世までの交通史を総覧した史書である。

この段階で駅通本は原資料と区別されて「定飛脚日記」という別の表題が付されることになった。恐らく当時の編纂員が後の定飛脚仲間との関連に基づいて命名したものと推察されるが、内容に基づいて表題を付け直すとするれば、「嶋屋組日記」あるいは「手板組日用留」とも言うべきものである。しかし、この写しの表題である「定飛脚日記」が原史料も含めて史料の通称（普及度の広さの意味で）として定着することになる。

原史料と駅通本は、駅通志料に一括されて、郵政博物館の前身である逓信総合博物館で保管される。ここで定飛脚日記は同館管理の必要上から恐らく“3度目の命名”がなされた。あくまで推測の域を出ないが、定飛脚日記は内容的に東海道の宿駅関係の記述も見られることから「宿駅日記」と付されたのであろう。写しの駅通本はワンセット（整理番号SB—A—22「定飛脚日記」）で一括されたが、原史料の方はNo.1～6（郵政博物館整理番号SB—A—20「宿駅日記」）、No.7～12（整理番号SB—A—53「宿駅日記」）と別々に管理され、現在に至っている。

「外号」（表1 No.11、12）について触れておきたい。こちらは駅通本では「定飛脚日記 外号」と付されたことによって、「定飛脚日記」と関連あるものと見られるに至ったものと思われる。内容的に定飛脚日記成立期間と時期的に一致し、また嶋屋佐右衛門の福島店と藤岡店に關係する史料であり、また駅通本成立の段階で表1太枠のように番号が連続しない事情もあって、「外号」と付されたものと思われる。

(2) 執筆の理由

次に「定飛脚日記」の記述理由について考えたいが、日記1、同2の冒頭に手がかりとなる箇所がみられる。

控

一、毎日入用之儀并商売筋之儀ニ付、末々迄も用立候儀者居合之内心付候間、此日記江留置可申事²⁾。

如上と同様の記述は日記2にも記されている。現代語訳すると「毎日の経費支出並びに商売の件について、後々までも役立つこともあるから勤務中に心づいたことは、この日記へ記し置くこと」というニュアンスとなろうか。

地域の村・町の名主・組頭など役人層が記した「役用留」（あるいは「役用日記」）の執筆理由とかなり共通する部分がある。上記の理由以外に執筆理由に相当する記述箇所はないものの、恐らく後々の職務の参考にするために日々の職務事項を記録したものと考えていいであろう。実際に日記2に「三月十八日出ニ大坂ヶ当地、泉甚、山宗、手前三軒江連状来候趣、日用一番

1 『大日本交通史 原名駅通志稿』（1928年発行、1969年復刻、清文堂出版）

2 「定飛脚日記」1（郵政博物館蔵）

No.	表紙記載の年月日	「宿駅日記」(江戸期の原文書)		定飛脚日記12冊(明治期の写し)	
				表紙	扉
1	寛保元年(1741) 八月吉日	SB-A20宿駅日記 (ワンセットで保管)	日用留巻番	定飛脚日記一	日用留巻番
2	寛保二年(1742) 三月吉日		日用留第弐	定飛脚日記二	日用留第二
3	寛保三年(1743) 六月吉日		日記三番	定飛脚日記三	日記三番
4	延享元年(1744) 三月吉日		日記四番	定飛脚日記四	日記四番
5	延享二年(1745) 閏極月		日記五番	定飛脚日記五	日記五番
6	延享四年(1747) 十二月		日記六	定飛脚日記六	日記六
7	寛延四年(1751) 七月	宿駅日記184ノ三	日記七	定飛脚日記七	日記七
8	宝暦三年(1753)	宿駅日記184ノ四	日記八	定飛脚日記八	日記八
9	宝暦四年(1754) 四月中旬	宿駅日記184ノ五	日記九	定飛脚日記九	日記九
10	宝暦四年(1754)	宿駅日記184ノ六	日記十ノ組中	定飛脚日記十	日記拾ノ組中
11	宝暦二年(1752)	宿駅日記184ノ二	福嶋定日一件覚書	定飛脚日記外号十一	福嶋定日一件覚書
12	宝暦八年(1758)	宿駅日記184ノ一	藤岡店之事	定飛脚日記外号十二止	藤岡店之事

*太枠で括った欄が原文書の表題

表1 郵政博物館蔵「定飛脚日記」対照表

之控ニ有之候。」と日記1との連動がみられる。

如上のように職務上の参考にしたいという直接的な理由のほかに、言外の理由も考えられる。再び表1を参照されたいが、まず第1冊目の書かれた寛保元年(1741)であるが、改元の年に当たり、元文6年でもあった。実は、この年は2月15日に八軒仲間が話し合いの末に「早飛脚」に関する議定を決定し、仲間差立による「早飛脚会所」を設置した画期の年に当たる。それまでは各業者で仕立てていた早飛脚(早便)を仲間の早飛脚会所から差し立てるようにした³⁾。

早便とは、「四日限」「五日限」「六日限」などと到達規定日数を決めて、宰領飛脚が宿場問屋場の「乗掛」を利用して馬(1頭か2頭)を乗り継ぎながら、昼夜兼行(宿泊もした)で宛て先を目指し、途中で馬支(問屋場の馬不足)・川支(河川増水で川留め)によって延着が見込まれた場合、取次所の協力を得て「小継之者」(走り飛脚)を雇って、急ぎの書状・荷物のみを持たせて(擧状)、先行させる急送システムのことをいう。宰領飛脚は後から小継之者の通過を確認しながら、宛て先を目指した。

元文6年(改元して寛保元年)は、定飛脚仲間史上のメルクマール(指標)とも言える時期に当たった。仲間による早飛脚の制度確立期に当たるからこそ、従来とは異なる局面の遭遇も予見されたであろう。だからこそ様々な事柄を書き記す必要性があったものと思われる。

次に日記の執筆者であるが、具体的に名前が記載されていないため不明であるが、恐らく嶋屋佐右衛門江戸店の支配人だと思われる。その理由は3つある。まず1つは記述内容が嶋屋佐

3 「定飛脚発端旧記」(『近世交通史料集七 飛脚関係史料』吉川弘文館、1974年。以下、『近世交通史料集』7と略す)475-480頁

右衛門に関するものが中心であり、2つ目は具体的で裏事情的な記述から察して相当の地位にいる者でなければ書けるものではない、3つ目は仲間の動向を知り得る立場にあることである。

(3) 日記を用いた記述・研究

①「島屋佐右衛門家声録」

「定飛脚日記」は、「駅通志料」に属する「定飛脚発端旧記」「島屋佐右衛門家声録」など、『近世交通史料集』7に翻刻史料として活字化されている史料と比較しても独特である。なぜなら時期的に「定飛脚日記」が江戸中期の日記史料という点において他と一線を画すからである。にも関わらず、その情報の質と量において貴重史料にも関わらず「定飛脚日記」の翻刻が遅れていたが、ようやく物流博物館学芸員の玉井幹司氏が世話役を務める古文書解読グループ「駅通志料を読む会」によって「定飛脚日記」の解読作業が随時進められ、第1冊の翻刻が前号紀要に掲載された⁽⁴⁾。こうした動きは飛脚問屋研究を巡る研究環境の改善に直結し、重要な意義を持つものである。

さて、定飛脚日記を史料として用いた先行研究であるが、その嚆矢は、実は『駅通志稿』ではなく、安井成胤著「島屋佐右衛門家声録」(天明7年〈1787〉7月序文)である。例えば、家声録には次のような記述がみられる。

元文の初・ハ日紀といふもの出来、宝暦・明和よりは猶日記にあつて、其題名を顯す⁽⁵⁾。

「元文の初」とは元文元年(1736)である。これが事実とすれば、5年前から日記が記されていたことになるが、家声録の著者の安井成胤(俳諧師の大江丸、大伴旧国)は、恐らく「江戸瀬戸物町 嶋屋佐右衛門書庫」で元文年間の日記を読む機会があった。ただ定飛脚日記は寛保元年(1741)の「日用留壺番」に始まるが、成胤が寛保を元文と誤記したものか、あるいは役用留の日記番号が再び一番から始めることはままあるので、恐らく元文元年から書き始められ、寛保元年段階で再び一番とした可能性も考えられる。

安井成胤は家声録を執筆するに際し、初代河内屋喜右衛門と長嶋浄西(共に嶋屋佐右衛門組の1つ)からの聞き書きを参考にすると同時に、「日記」に依拠したことがわかる。例えば、安永8年(1779)から翌年にかけて、嶋屋が水戸徳川家の御用「水戸御定日」を取り決めた際、同業の「ふしミ屋・十七・大茂杯やかましく様々に難渋申掛候事」があったが、「日記にくハシ」⁽⁶⁾とある。もう一例を挙げると、寛保3年(1743)4月、飛脚問屋と競合した若狭屋忠右衛門の宇田川町で荷物を盗まれた一件を記述したが、これなども日記を参考にしたことがわかる⁽⁷⁾。

②『駅通志稿』

『駅通志稿』は編纂段階において、先述のように日記を写す作業が行われ、史料表題の「定飛脚日記」を付された契機となった。定飛脚日記の期間に該当する『駅通志稿』の本文中を確認すると、「町飛脚旧記」と表記される。ちなみに時代が下って「定飛脚文政日記」⁽⁸⁾という表記も見られるが、恐らく定飛脚日記以外にも他の時期の日記史料も存在したものと推察される。

③『日本通運 社史』

「定飛脚日記」を本格的に史料として用いた研究が『日本通運 社史』(以下、『社史』)である。同書は江戸中期における飛脚問屋の動向について定飛脚日記を参照ながら叙述した。一例

4 『郵政博物館研究紀要』第5号(2014年3月)。定飛脚日記第1巻の翻刻史料が掲載。

5 「島屋佐右衛門家声録」(『近世交通史料集』7)2頁

6 「島屋佐右衛門家声録」(『近世交通史料集』7)40頁

7 同上18頁、「定飛脚日記」3

8 『駅通志稿』(前掲)364頁

を挙げると、飛脚問屋の東海道輸送の延着が顕著になり始めた寛保2年（1742）3月21日付の大坂の飛脚問屋から江戸の業者への書状を引用して延着事情について触れている⁹⁾。

しかし、なぜ戦後の飛脚研究の一到達点であり、今でも必読の文献と高く評価される『社史』は、編纂員が日記を縦覧できる立場にありながら、御用関係についてさほど掘り下げることなかったのであろうか。このことは恐らく『社史』の限界性にも関わることであり、本論の最後の「おわりに」で触れることにしたい。

3 日記の記述

(1) 記述内容

「定飛脚日記」の内容は大要次のような傾向が指摘し得るのではないだろうか。

- ①大名・旗本家の御用
- ②仲間の動向（十七屋孫兵衛、京屋弥兵衛、和泉屋甚兵衛、大坂屋茂兵衛、山田屋八左衛門、山城屋宗左衛門など）
- ③輸送関連（川留による延着、問屋場での荷物扱い）
- ④飛脚賃（大坂城代・大坂城定番らの大坂—江戸の飛脚賃）
- ⑤酒問屋・太物問屋との取引
- ⑥嶋屋による十七屋孫兵衛の福島進出阻止
- ⑦若狭屋忠右衛門との競合
- ⑧嶋屋伊勢崎店の進出

今までの定飛脚日記を使った研究の中で、特に余り触れられてこなかったのが、①②③④⑤⑥である。特に本稿のテーマである①の権力との関係は、飛脚問屋が後に「会符」（御用を示した荷札）の使用を求めるに至るのか、重要な背景であるにも関わらず『社史』でも余り扱われることがなかった。

(2) 御用の記述

日記の御用に関連する記述を簡約して抜粋して表2に示した。表2の傾向をまとめると、大よそ次のようになる。

- ①大名（福島藩、二本松藩）の国元—江戸の御用
- ②大坂在番（城代・定番・加番・大番）の大名・旗本家の大坂—江戸の御用
- ③旗本知行所から江戸までの御用金・御状請負

特に②に関しては、御用の中核を占める。日記にも大坂城代・定番がいずれの大名・旗本に下命があるのか、飛脚問屋はそうした情報をいち早く把握した上で、御用請負の願い書きを提出しているが、下記の史料はそうした飛脚問屋の動きを示すものである。

五月朔日、御役替被為仰付候。

酒井雅楽頭様ニ西丸御老中上座被仰付候、堀田相模守様大坂御城代被為仰付候。

右堀田様御出入之願、久兵衛参候処、和泉屋甚兵衛義、十七屋と以上三人相出入之旨被仰付申候、甚兵衛義ハ触引有之上役・被申付候、早速ニ而願ひ候而ハ其方為ニも不相成と買物役人被仰付候、賃銭之義ハ十七屋と申合一紙差出申候¹⁰⁾。

9 『日本通運 社史』（1962年）65-67頁

10 「定飛脚日記」4

上記は延享元年（1744）5月1日付で酒井雅楽頭が西丸老中上座、堀田相模守が大坂城代の下命を受けたことが記される。その後大坂城代として赴任する堀田相模守に御用を願い出たところ、和泉屋甚兵衛と十七屋孫兵衛と嶋屋の3軒での出入を仰せつけられた。しかし、嶋屋は堀田家の買物役人に「早速ニ而願ひ候而ハ其方為ニも不相成」とたしなめられたことがわかる。うがった見方をすれば、あまりに人事情報を早くつかんで御用願い書きを提出したためであろう。

幕府の人事は飛脚問屋にとって大きな関心事であり、いち早く御用を願い出て認められると、飛脚問屋側から請負証文を提出して御用を遂行することになる。但し、複数の業者から願い出がある場合、競争入札となるが、判断基準は飛脚賃の安さだったようである。

早飛脚に関しては仲間で共同の会所を設け、仲間で差し立てるようになったが、こと御用に関してはいずれの業者が請け負うのか、競争原理が働いたようである。

巻数	要 約
1	<ul style="list-style-type: none"> 寛保元年10月上旬、仲間寄合の席で、和泉屋甚兵衛が、嶋屋出入りの酒井雅楽頭の御用向を請け取った旨、行司大坂屋茂兵衛に報告する。 同年10月晦日、嶋屋が「美濃部様・森山様」の御用を委託される。 同年11月2日、関織江の近江国知行所から荷物・御状・金銀などの請け負い状を再発行する。 同年12月18日、嶋屋が銀座から半田山へ仕立金1500両を輸送。
2	<ul style="list-style-type: none"> 寛保2年5月頃の「証文之事」に「御公儀様御法度之義ハ（上から貼り紙「急度相守可申候、尤持送り之儀ハ京大坂加筆仕候」）不及申京大坂御城内御用并御大名様方其外御武家様方御用御状箱之儀ニ御座候得者持飛脚之者随分慥成者ニ吟味仕相勤可申候」とする。 同年7月24日、本多兵庫頭が発駕に際し、嶋屋は川喜右衛門を品川まで見送りに遣わす。この時、喜右衛門は料理と酒を下賜された上に「金式百疋御目録」を下賜される。
3	<ul style="list-style-type: none"> 和泉屋甚兵衛が、酒井修理太夫家からの質問に、請け負った御状箱に金子入書状があったと回答する。十七屋孫兵衛が請け負った松本甲斐守御状について金子入りがなかったか、松本家へ尋ねて同家で吟味したところ「金銀者一切入不申」との回答だった。 和泉屋甚兵衛と江戸屋源右衛門が連名で松平遠江守から御用向の値段の件で問い合わせに回答する。 寛保3年正月14日に嶋屋は、大坂城内から渋紙包み御状を輸送して「無調法之儀」があったが、大坂ではかつて間違いがあったことはなく、届け荷物が多量中、こちらで間違えたと「御役人中様」へ願い書きを提出する。 同年正月、関口治左衛門の御用入札で伏見屋五兵衛と和泉屋甚兵衛が落札する。 同年2月2日、嶋屋経由で和泉屋甚兵衛から本多相模守宛ての御状が不足し、嶋屋が赦免願いを提出する。 同年3月3日嶋屋が「嶋長門守様」から御用を命ぜられる。
4	<ul style="list-style-type: none"> 延享元年、堀田相模守が大坂城代を命ぜられ、嶋屋、和泉屋甚兵衛、十七屋孫兵衛が出入り願いを提出し、出入を仰せつけられる。 同年11月29日、酒井修理太夫から、この前の出火の節に再度駆け付けたことに対して「御礼」として相客40余人とともに「御酒」下される。 延享2年10月付で、翌年8月まで三度飛脚を請け合うとの証文を、「岡孫三郎様、雑賀重兵衛様」宛てに提出する。
5	<ul style="list-style-type: none"> 延享3年9月、嶋屋は千種清右衛門宛てに江戸一備中の代官所宛ての御用書物などの荷物を請け負う証文を提出する。その際に大坂で鈴木町和泉屋吉右衛門、河内屋勘兵衛を中継して送る。 同年12月22日、嶋屋が宮の井出武左衛門から依頼された金30両を、「江戸市谷御屋敷」の尾州内石河主水様内入戸野曾太夫様へ29日夜に着いたので正月1日に届けたが、同人が尾州へ帰国したため、早便りで尾州へ送る。 延享4年3月、「酒井雅楽頭殿御渡候御書付写」の中で無用に添人馬を立ててはならない、定めぬ貫目通りの荷物のみ継ぎ送ることなどを触れる。 延享4年8月、「大坂大御番有馬備前守様御残役柳澤八郎右衛門様、藤堂肥後守御残役和田玄馬様」からの御用御触書を宿場順送りし、津国屋十右衛門まで届けるように、嶋屋から品川一枚方の「宿々御問屋衆中」へ口上を発送する。 延享4年9月、嶋屋が出羽国山形城内から江戸屋敷まで御用金輸送を請け負う。嶋屋福島店の源六と嘉兵衛を遣わすことを証文として「松平和泉守様御役人衆中様」宛てに提出する。

巻数	要 約
6	<ul style="list-style-type: none"> 寛延3年、山田屋八左衛門と大坂屋茂兵衛が仲間に加わった際、改定した「仲間連判之事」の中で「一、御用諸用とも遅滞不仕候様無油断入念相勤、相互二印形致之相違無之様急度相守可申事、御屋鋪様方町方御用筋大切二相勤可申候、銘々御得意方ニ於て不調法成儀出来候ハハ仲間相互二何方迄も罷出御託可申上事」との確認事項が盛り込まれる。 寛延4年6月20日、大御所様（徳川吉宗）逝去のため、7月10日までの50日間、鳴物停止。江戸中3日は商売停止となるが、飛脚問屋のみ「随分穩便ニ仕差立申候」と例外を認められる。
7	<ul style="list-style-type: none"> 板倉美濃守様御役人として元締の高野善兵衛、吟味の吉門五郎兵衛、鈴木清右衛門、横田庄四郎、田辺忠右衛門の名前が列記。 宝暦2年6月、嶋屋が「御役所」宛てに飛脚賃引き下げの件で願い書きを提出。1割引き下げの要求に対し、5歩ずつの引き下げを願う。 同年6月、嶋屋が大坂城代の幕命が下った「松平右京太夫様御役所」（高崎藩主、松平輝高）宛てに5軒による入札に当たり、御用を委託してくれるように願ひ出る。
8	<ul style="list-style-type: none"> 同年11月、大岡能登守が大御番に任じられ、御祝儀に参上する。同3年2月に大坂御在番中の飛脚御用を願ひ出たところ、先役の申し送りでも和泉屋甚兵衛へ仰せつけたとの回答だったため、嶋屋へ御用を仰せつけるように願ひ出る。3月28日に嶋屋方に御用を仰せつける。 宝暦3年6月、越前敦賀藩主の酒井飛弾守忠香（1715—91）が大坂城「在番」を命ぜられ、嶋屋が大坂—江戸の「御定飛脚—ケ月三度宛上下六度」を請け負ひ、敦賀藩士で大坂の須貝左五兵衛と松田市右衛門、江戸の藤井安右衛門と都筑又左衛門宛てに証文を提出する。 同年6月19日付で嶋屋が大坂城在番を命ぜられた「堀田様」へ宛てて御定飛脚を委託してくれるように願ひ書きを提出する。 堀田若狭守が江戸の和泉屋甚兵衛と大坂の相仕天満屋弥右衛門に委託するが、「公用人高橋元右衛門殿御働ヲ以」大坂からの御用は津国屋十右衛門へ委託する。 同年10月3日、嶋屋が「桑折御役所」宛てに江戸—桑折の御用状輸送について、請け負うに当たっては宿場に「御宿触」を発してくれるように願ひ出る。 宝暦4年2月、酒井雅楽頭の飛脚御用を巡って、伊勢屋九郎左衛門（江戸藩邸出入の御用人足請負）が嶋屋より飛脚賃を1割引き下げて御用を願ひ出たのに対抗し、嶋屋が賃銀1割の引き下げと伊勢屋と月代わりでも申し付けてくれるように条件を提出して願ひ出る。 宝暦4年3月、嶋屋が、三州吉田橋普請のお手伝い普請の幕命を受けた「松平備後守様」から「往返御用向」を委託される。 嶋屋が品川龍五郎内の依田軍兵衛宛てに上州八幡村へ届ける御用状の延着を詫げる。その際、酒2升入り1樽を進上する。
9	<ul style="list-style-type: none"> 宝暦4年4—5月、嶋屋が十七屋孫兵衛の福島進出を阻止しようと福島藩に働きかける。十七屋が再度出店設置の願ひ出があり、敷金として金300両差し上げ、荷物1箱は無賃とする旨の申し出があり、認められる。 大坂代官渡部民部が亀田三郎と交代するに際し、嶋屋は大坂御用を山城屋宗左衛門と「見合出入」に務めることになるため、津国屋十右衛門に御用を委託してくれるように願ひ書きを出す。 奥州桑折代官の岡田九郎左衛門が豊後国へ赴任することになり、嶋屋が引き続き御用を務めたい旨を願ひ出る。前の豊後国代官の岡田庄大夫は勘定奉行所へ赴任。岡田庄大夫は山城屋宗左衛門の出入。嶋屋は新たな桑折代官の小林孫四郎にも御用向を願ひ出る。 同年4月2日福嶋本町の嶋屋佐右衛門と福嶋屋市十郎が連名で「丹羽若狭守様御役所」（二本松藩）に宛てて御用向を務めたい旨を願ひ出る。 同年4月15日に酒井雅楽頭が姫路を出立し、5月1日に江戸着。嶋屋では半兵衛を品川まで出迎えに遣わす。藩主が乗り物の戸を開き、半兵衛に言葉をかける。また側衆ともあいさつ。 二本松藩の京都留守居役が吉田典膳かに川船辺宗兵衛に交代となったため、嶋屋方に「上下御用状并御荷物等」の輸送を滞りなく行うように仰せつけられる。 松平備後守が三河国吉田橋の手伝い普請を務めるため、嶋屋が飛脚御用を仰せつけられ、金子300両の目録を頂戴する。宗助が江戸藩邸へ礼に参上。 嶋屋が安倍丹後守へ大坂で4月改定の賃付扣を差し上げる。 大岡越前守が大坂在番を命ぜられ、嶋屋が6月12日に道中御触1通と印鑑の御提札3枚、宿々御合印57枚を屋敷で受け取る。また大坂在番中の江戸との御用飛脚（月3度、1回で宰領・馬3匹）を仰せつけられる。 山本大膳が南都奉行を命ぜられ、十七屋孫兵衛が御用を願ひ出る。6月14日、その旨が廻状で仲間に伝達される。十七屋は先役の神尾備前守の指図で御用を願ひ出で仰せつけられたとの手紙が嶋屋へ送られる。 同年6月、設楽善左衛門知行所の御用金銀・御状は三河吉田本町野口勘次郎經由で嶋屋が江戸へ輸送することを請け負う。 同年6月20日付で嶋屋が「野邊数馬様御用人中様」宛てに道中における飛脚の不始末について詫げる。

巻数	要 約
9	<ul style="list-style-type: none"> ・同年6月、嶋屋が「御代官荻原藤七郎様御役所」(江戸)から大坂表までの飛脚賃銀を提出する。山城屋宗左衛門より「下直」のため、御用を仰せつけられる。通帳を納める。6月25日に請負証文を提出する。 ・同年7月、嶋屋組から「亀田三郎兵衛様御役所」宛てに飛脚請負証文を提出する。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・同年7月5日付で嶋屋が「御役所様」へ願い書きを提出。6月26日、飛脚太兵衛が遠州袋井宿で急病のため代わりの飛脚を差し立てたが、太兵衛の首に懸けた袋の中に御用御状2封が入っていたのに気づかず、後で仕立飛脚を差し立て、日限延引の許しを求めた。 ・7月、大岡越前守忠宜が大坂へ出立。嶋屋は宗助を見送りに遣わしたが、出立延期のため夕方に瀬戸物町の江戸店へ戻り、26日に宗助は「御発足御祝儀」として大岡家を回る。 ・8月28日付で津国屋十右衛門から「小林田兵衛様御用人中様」宛てに川支のための延着の詫び。8月2日出の飛脚が9日夕に大坂着。大坂城に届けたのが12日になる。嶋屋からも詫びる。 ・10月28日付で、嶋屋が大坂城の在番に提出。大坂城内の「月並御組御状箱」の件で、和泉屋基兵衛は賃銀下値で嶋屋と同様に本八日限を勤めているが、嶋屋でも和泉屋並みの賃銀で勤めるようにしたが、とても勤まらないため、日限十日、十一日、十二日限も定めたい旨を願ひ出る。 ・宝暦5年正月、嶋屋組が「内方鉄五郎様御役所」宛てに大坂一江戸の御用請負証文を提出。

* 「定飛脚日記」全10巻(郵政博物館蔵)を基に筆者作成。

表2 「定飛脚日記」の主な御用関連記述

4 嶋屋組と仲間

(1) 嶋屋組の構成

本題の御用に入る前に日記からわかる嶋屋について記す。嶋屋の基本的事項については自著『江戸の飛脚』⁽¹¹⁾を参照されたい。まず日記の時期の嶋屋組(手板組)の顔ぶれであるが、次の史料は宝暦4年(1754)、亀田三郎兵衛(旗本)の御用を請け負った際の証文である。

差上申飛脚御請負証文之事

一 此度御用飛脚之儀嶋屋佐右衛門方へ被仰付同人々前紙之通貨銀相定書付差上候通り御請負申上候所実正ニ御座候、然ル上ハ御渡し被遊候御用状并金銀御荷物何品ニ不依少も無遅滞相届可申候、万一右佐右衛門方へ御用向御渡し被遊候以後、火盗水難如何之儀ニ而紛失等御座候共仲ケ間連判之者共引受急度埒明少しも御苦勞相掛ケ申間敷候、尤金銀御荷物之儀ハたとへ金高何程ニ而も是又連判之者共ニ而引受急度相弁御差図次第差上、少しも御損難相掛ケ申間敷候事。

一 右之通り私共連判を以御請負申上候上ハ大坂表より御出し被遊候御用書并金銀御荷物ハ嶋屋佐右衛門一判ヲ以御渡し被下、大坂の御遣し候分ハ津国屋十右衛門一判ヲ以御渡し可被下事、右之通り御受負申上候上ハ津国屋十右衛門、嶋屋佐右衛門兩人方へ御渡し可遊候、御日限之通り無遅滞御役所へ上納可仕候、為後日御請負、仍而如件。

宝暦四年戊七月

大坂内平野町大澤町

津国屋十右衛門

同町

嶋屋新右衛門

同町

小山屋庄右衛門

同町

かか屋五郎左衛門

11 拙著『江戸の飛脚』(教育評論社、2015年)

内平野町亀山町

嶋屋伊兵衛

北かしや町

大和屋善右衛門

同町

紀伊国屋九郎兵衛

同町

濱田屋喜右衛門

内淡路町

かか屋宗右衛門

江戸日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門

亀田

三郎兵衛様

御役所⁽¹²⁾

上記の史料によって嶋屋組の業者が確認できる。「かか屋」は加賀屋である。計10名が確認できる。表2を参照されたいが、寛保2年(1742)3月の欄は同月晦日付で「酒店御当番行司様」宛てに提出された際の連署であり、延享元年11月の欄は「近年家風猥ニ相成候」という理由で、田村九郎右衛門、丹生宗左衛門(加賀屋宗左衛門)、武田喜右衛門(河内屋喜右衛門)、安井善右衛門(大和屋善右衛門)が立ち会い、特に借財を戒めて証文を取った際の連名である。

表2で比較すると、嶋屋組は多少の変動が見られる。多少の変動は個々の業者の事情によって株式を手放したためであろう。但し、No.1~No.10の業者はほぼ固定している。右欄の宝暦4年から72年後の文政9年(1826)も顔ぶれは全く変わっていない。

(2) 仲間の動向

嶋屋佐右衛門が加盟した仲間は、天明2年(1782)に幕府から定飛脚仲間として公認されるが、日記1の寛保元年の段階では八軒仲間(嶋屋、京屋弥兵衛、山城屋宗左衛門、伏見屋五兵衛、十七屋孫兵衛、木津屋六左衛門、和泉屋甚兵衛、大坂屋茂兵衛)と称した。これに山田屋八左衛門が加わった9軒が定飛脚仲間である。

ところが、次の史料は仲間がかつて11軒だったことを示す興味深い事実を示している。九軒仲間(天明2年、定飛脚仲間公認)が最多ではなく、延享3年(1746)から20余年前の享保年間(1716-36)の始めは十一軒仲間だったことがわかる。

一、私共仲間之儀、従古来拾壹軒ニ而相勤罷在候所、式十餘年以前山田屋八左衛門、大和屋半兵衛、三河屋佐次衛門、相除残申候八軒ニ而罷在候處、去ル戊二月大坂屋茂兵衛家業御取上被為遊、当時七軒ニ而相勤罷在候。

一、飛脚指出方之儀従古来二條大坂御城内御用毎月三度宛被仰付、相勤其外銘々毎夜飛脚差立候儀ニ御座候、早飛脚之儀仲間七軒ニ而会所相立御屋敷様方急御用并町方急用事等被仰付次第毎夜差立申候様事御座候。

右之通相違無御座候、以上。

12 「定飛脚日記」9

No.	寛保2年(1742)3月	延享元年(1744)11月	宝暦4年(1754)7月
1	嶋屋佐右衛門	嶋屋佐右衛門	嶋屋佐右衛門
2	嶋屋新右衛門	嶋屋新右衛門	嶋屋新右衛門
3	嶋屋伊兵衛	嶋屋伊兵衛	嶋屋伊兵衛
4	小山屋庄右衛門	小山屋庄右衛門	小山屋庄右衛門
5	加賀屋五郎左衛門	加賀屋五郎左衛門	加賀屋五郎左衛門
6	大和屋善右衛門	大和屋善右衛門	大和屋善右衛門
7	紀伊国屋九郎兵衛	紀伊国屋九郎兵衛	紀伊国屋九郎兵衛
8	河内屋喜右衛門	河内屋喜右衛門	濱田(河内)屋喜右衛門
9	加賀屋惣右衛門	加賀屋宗左衛門	加賀屋宗右衛門
10	津国屋十右衛門	津国屋十右衛門	津国屋十右衛門
11	加賀屋十兵衛	嶋屋八兵衛	
12	嶋屋五郎兵衛	加賀屋幸助	
13	大和屋利助	大和屋利助	
14	加賀屋文右衛門		

グレーの欄は記述がないが、存在している業者

表3 嶋屋佐右衛門組(手板組)株所持者

本石 京屋弥兵衛
十七屋孫兵衛
嶋屋佐右衛門
山しろ屋宗左衛門
ふしミ屋五兵衛
いつみ屋甚兵衛
木津屋六左衛門

延享三年

樽屋御役所⁽¹³⁾

上記の段階では寛保2年(1742)2月に大坂屋茂兵衛、山田屋八左衛門の2軒が抜けていたため仲間軒数は七軒である。興味深いことに「式十餘年以前」に当たる享保5年(1720)の頃は十一軒仲間だった時期がある。山田屋八左衛門は後に復帰したが、大和屋半兵衛、三河屋佐次衛門も加盟していたことがわかる。三河屋は、享和3年(1803)段階に本両替町仁兵衛店で営業し、看板に「越前三度飛脚・京都・大坂飛脚取次所」を掲げたが、同年の定飛脚仲間により三河屋に右の看板を改めさせた上で、仲間が三河屋から得意先を奪い取らないことを取り決められた⁽¹⁴⁾。

日記には街道の輸送状況を窺い知る記述もあり、それは延着に絡むものである。延着問題は幕末維新期に至るまで結果的に解消しない課題として残るが、日記にも延着の記述が散見され、延着を知らせる廻状が嶋屋を起点に町内に周知された⁽¹⁵⁾。そうした事情を受け、安永2年

13 「定飛脚日記」3

14 「仲間仕法帳」(前掲『近世交通史料集』7)360頁

15 「定飛脚日記」2。寛保2年(1742)6月8日付の廻状で「一、同八日ニ酒店中町々江書付遣候写/酒匂川先月廿七日・越無御座、漸昨日・歩行越御座候、上方筋之儀ハ慥成事相知不申候、此度川間(つかえ)、馬支可有御座候、御用向延着可仕候付御断申上候、以上/六月朔日/乍憚御町内順々御廻し可仕候/嶋屋佐右衛門/手板組中/左之通 中橋、呉服町、坂本町、か雲町、面影川、北新川、新堀、伊勢町、ほりとめ、瀬戸物町、本船町、大伝馬町、売場式軒別紙、峰屋、神戸、林善三郎、坂口茂右衛門、小網町辺銘々江」とある。

(1773) の定飛脚仲間認可を道中奉行に求める四半世紀前の延享4年(1747)11月3日、問屋場の馬支問題の解決を目的に幕府に触れ流しを求めていた。以下の史料はそのことを示す。

卯十一月三日

道中馬支ニ付道中御奉行様へ

御願申上候写

乍恐書付ヲ以御願申上候

一、御当地飛脚問屋七人之者共申上候、私共義御公用筋并御屋鋪様方、町方共ニ京都・大坂其外所々へ為御登被為遊候、金銀御荷物御状筥等被為仰付御請負仕往來共ニ相勤來申候、然所近年東海道宿々馬払底ニ被成往來之荷物殊之外延着仕迷惑至極ニ奉存候、当八月十九日之風雨ニ而駿河路之内原、吉原之間道筋損候節も飛脚之者共永々前後逗留仕、同様及延着其後右道筋も前々之通相直り候得とも今以延引仕候ニ付、飛脚之者吟味仕候得ハ兎角宿々ニ馬無御座候而、所より十日餘逗留仕候別而駿河路より東馬次不用由ニ御座候而所々ニ差支之旨申候、然ル上ハ乍恐万一於宿駅火難等も御座候節ハ御大切之御要用共別而難儀至極奉存候、何とそ御慈悲ヲ以古來之通無遅滞馬相決候様ニ御触流し被成下候様ニ奉願上候、末々ケ様ニ延着仕候而ハ日限相極り候御状筥御荷物等御間ニ合不奉候上ハ可申上様も無御座候、左候得ハ私共并大勢飛脚之者共ニ渡世之儀乍恐難計難儀仕事奉存候御救と被為思召、右御触流し之儀成下置候ハハ難有奉存候、以上。

年閏月日

卯十一月⁽¹⁶⁾

日記を検討すると、確かに仲間内の業者間争いが散見されるが、延着問題の原因である馬支を前にして、業者間でも足並みをそろえて要路に訴える必要があった。仲間による早飛脚システムが崩壊せずに、仲間による差立が継続されていく理由は早飛脚を商品の主力とするため、共通の障壁に向かって団結を強めたからであろう。

5 旗本の御用

(1) 年貢金・書状輸送

従来の研究においても飛脚問屋が上野国内にある旗本の知行地から名主の依頼を受けて、年貢金を江戸の旗本屋敷まで輸送した事例を取り上げたが、こうした事例は関東地方だけにとどまらないことが日記からわかる。遠国から江戸の旗本への年貢金・御用金・書状を輸送したことが記される。

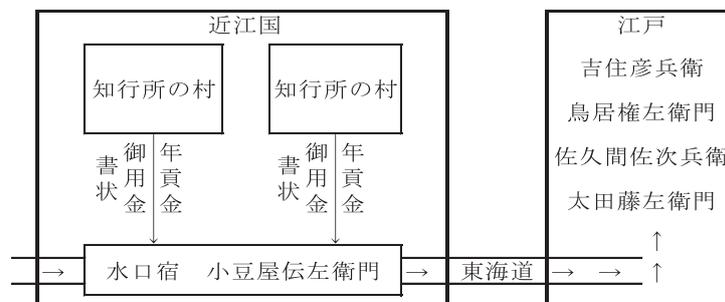


図1 旗本年貢金の飛脚輸送

16 「定飛脚日記」5

御請負申上候証文之事

一、江州御知行所・御当地へ御下之被遊候御荷物并御状金銀等同国水口宿小豆屋伝左衛門方へ御渡し被遊候、私飛脚ともへ為請取無相違御届可申上候、万一道中にて紛失仕候へハ其品々相改急度相弁差上申候、為後日請負仍而如件。

寛保元年酉十一月二日

嶋屋

佐右衛門

関織江様御内

吉住彦兵衛様

鳥居権左衛門様

佐久間佐次兵衛様

太田藤左衛門様⁽¹⁷⁾

上記の史料の流れを図2に示した。水口宿は東海道の宿場の1つである。すでに過去の研究で明らかにされているように東海道をはじめ、中山道、奥州街道、脇往還に飛脚問屋と契約を交わした飛脚取次所があり、地域の飛脚問屋として書状・荷物の集配を行っていた。こうした取次所を利用した年貢金や御用金・書状などの輸送は他にも記述がみられる。もう一例挙げておく。

請負証文之事

一 設楽善左衛門様御知行所御用金銀御荷物御状不依何ニ三州吉田本町野口勘次郎方江御渡し被下候へハ私飛脚共請取之往返共御差図之通相届可申候、然上ハ万一於道中紛失仕候ハハ我等組中の急度相弁少茂御苦勞掛申間敷候、此証文永々御用可被下候、右請負証文、仍而一札如件。

宝暦四年甲戌六月

嶋屋佐右衛門

同 伊兵衛

紀 九郎兵衛

加賀屋五郎右衛門

同 宗左衛門

設楽善左衛門様御知行所

瀧川源左衛門殿

右之証文相認六月十九日夕吉田へ差遣申候⁽¹⁸⁾。

上記は旗本の設楽善左衛門知行所からの御用金銀・御状などの輸送の際、三河国吉田本町の野口勘次郎方へ荷物を預けてくれれば、嶋屋方の宰領が受け取り、江戸へ運ぶことを請け負うと同時に荷物が道中で紛失した場合も賠償を保証した。流れは図2のパターンと同じである。こうした類似の事例は上州—江戸、武州—江戸でも見られる⁽¹⁹⁾。東海道での事例によって、飛脚の輸送網に近い位置にある村は、飛脚問屋の出店・取次所を介して江戸の旗本や大名屋敷へ送付することが普通に行われていたことが察せられる。

17 「定飛脚日記」 1

18 「定飛脚日記」 9

19 拙稿「上州の飛脚問屋について—輸送・金融・情報—」（『交流の地域史—群馬の山・川・道』、2005年）、同「武蔵国北部における上州の飛脚利用—中奈良村名主、野中彦兵衛を事例に—」（『群馬文化』295号、2008年）

(2) 大坂城大番の御用

旗本の御用は知行所からの年貢金・書状輸送にとどまらない。旗本が大坂城大番（大坂城警備）を命ぜられた際、飛脚問屋は大坂—江戸の御用輸送を請け負った。次の史料は宝暦5年（1755）正月、大坂—江戸の旗本の内方鉄五郎の御用を請け負った際に提出した証文である。

請負申証文之事

一 江戸の大坂御取引之御用書并御用金銀荷物等不依何品、私共御受負申候上者道中登り下り共ニ大切仕御日限延引不仕様ニ飛脚到着仕候ハハ無遅滞早速相届可申上候、万一於道中濡損シ、或ハ紛失等其外如何様之違変有之候共組中へ引請急度相弁埒明可申候、御用物之儀ハ別而大切之儀ニ而、都而入念間違無之様可仕候、尤江戸表御用趣者佐右衛門一判ヲ以御渡し可被下候、且又大坂着御用趣者十右衛門一判ヲ以御渡し可被下候、然ル上者聊も不埒之儀御座候ハ其節何分ニ茂被仰付次第奉畏候、為後日御請負証文、仍而如件。

宝暦五年

大坂内平野町大澤町

亥正月

津国屋重右衛門

新右衛門

五郎左衛門

庄右衛門

伊兵衛

喜右衛門

九郎兵衛

善右衛門

宗左衛門

江戸日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門

内方鉄五郎様

御役所⁽²⁰⁾

証文を提出した10人は嶋屋組の面々である。実際に業務に携わるのは署名冒頭の大坂の津国屋十（重）右衛門と江戸の嶋屋佐右衛門である。津国屋は江戸へ荷物を下す場合、大坂城内で荷物を受け取り、一度津国屋まで運び、抱宰領か雇宰領に託した。道中は「御用」であるから、優先的に問屋場で荷物を継ぎ替えながら、江戸を目指した。上記には「日限」も述べられているため、他のケースから察して「八日切」など日限を設定して運んだ。しかし、実際は先述のように馬支や川支などが起因して延着することもあり、武家御用だけに頭を悩ませたであろう。

6 大名御用—6藩の事例—

(1) 山形藩の御用

次は大名御用について述べる。旗本の御用も飛脚問屋にとっては大切な得意先であったが、それ以上に重要な得意先が大家家であったと思われる。大家家の場合、抱えている家臣の数もあり、旗本の御用を単独で請け負う以上に収益が見込まれたものと思われる。

前述のように飛脚問屋は大家家の動向には敏感な側面があり、特に老中や大坂城代などの人事情報にはいち早く察知して、延享元年（1744）5月1日、山形藩主の堀田正亮に御用願いを

20 「定飛脚日記」10

出しているが、堀田家は翌年に佐倉藩へ国替えとなり、松平家が山形藩に入った。嶋屋と同藩との関係はその後も続き、延享4年(1747)9月、山形藩の御用を請け負った。

請負申上証文之事

一、羽州山形従御城内御当地御屋敷江御用金銀不依何私方江被為仰付候ニ付、此度御請負申上候処実正也、然上者従山形之御用向不依何於福嶋出店嶋屋源六、嘉兵衛兩人手代差遣申候付、兩人印鑑以前指上可申候間、御用之金銀等以後被下候節証文ニ右兩人印形以引合御渡被下候、万一於道中上下共子細又者何ケ様之儀御座候とも少茂懸御苦勞申間敷候、勿論紛失御座候ハハ弁返上可仕候、當人子細御座候ハハ組合者々急度相弁指上可申候、為其加判相添請負差上申候、為後日如件。

延享四年

嶋屋

卯九月

佐右衛門

組中 印

松平和泉守様

御役人衆中様

右此度羽州之御用被仰付候ニ付、請文差遣シ申候。

夫(府)内

卯九月廿五日差遣

与八

八町堀御屋鋪⁽²¹⁾

「松平和泉守様」とは松平乗佑である。延享4年時点で、出羽国山形には嶋屋の出店は設置されていなかったため、藩の御用は嶋屋福島店が担当した。嶋屋は、福島店に勤める源六と嘉兵衛の手代2人のいずれかを派遣し、あらかじめ藩に渡した印鑑と照合した上で、手代に荷物を渡すように述べている。道中でどのような事態が起ころうとも藩に迷惑をかけず、荷物を紛失した場合は弁償すると保証している。「夫内/与八」は嶋屋江戸店の手代であり、遠江国見加野村出身である。「八丁堀御屋鋪」は山形藩江戸藩邸のあった箇所である。

山形藩御用を請け負うことになった嶋屋であるが、それ以前に大坂城代となった堀田家の御用をつつがなく遂行したことによって同藩の信頼を獲得したのであろう。そのため、藩領から離れた嶋屋福島店が山形藩の御用を務めることになったものと推察される。このことから大坂城代の折の御用を無事に務め、信頼を獲得した後に江戸と国許の御用を請け負うという流れもあったものと考えられる。

(2) 二本松藩

宝暦4年(1754)5月3日、嶋屋は二本松藩江戸藩邸に呼び出され、嶋屋の宗助が屋敷を訪れた。すると同藩から次の京都留守居役の交代を機に京都一江戸の御用を命ぜられた。

今日二本松御屋敷・呼ニ被遣候ニ付、宗助遣候處、呼寄候ハ別儀ニ而無之、是迄京都ニ吉田典膳と申者留守居役相勤候處、此度故有而被召上候。右之代り役川那辺宗兵衛被召出、右留守居役ニ被仰付候間、已後宗兵衛方・上下御用状并御荷物等無滞候様ニ相勤被具候様ニ此儀為可御意呼寄候間、其段可被相心得候と被仰付候分御書付出し申候。左ニ写し申候。

覚

斎藤幸七、山下喜久右衛門

右之者方々京都川那辺宗兵衛方へ書状并登セ物可頼遣候間、無遅滞様ニ指登可給候、以上。

21 「定飛脚日記」5

丹羽若狭守内

戌五月三日

鈴木忠太

平嶋半望右衛門

嶋屋

佐右衛門殿⁽²²⁾

二本松藩の京都留守居役が吉田典膳から川那辺宗兵衛に交代することになった。そのため同藩から嶋屋に対し、改めて御用を務めるように依頼があり、嶋屋側では宗助を江戸藩邸に派遣して、上下御用状・荷物を滞りなく輸送すると述べている。

京都には江戸時代を通じて、諸藩の京都屋敷が設置されており、留守居役の藩士が常駐していた。恐らく京都の藩邸に関しても上記の二本松藩以外の諸藩からも御用を委託されることもあったと思われるが、日記の中には記述があまり見られない。これは恐らく京都の順番仲間を中心とした飛脚問屋が江戸の相仕と連携して請け負った可能性が高い。関連して大坂城代と比較して、二条城代に関しても日記には記述がほとんど見られないが、同様の理由であろう。

(3) 姫路藩

山形藩の箇所先述したが、延享元年に酒井雅楽頭が西丸老中上座とし、堀田相模守が大坂城代とする幕命が下ったが、嶋屋が堀田家の御用を務めたことはすでに触れた。酒井雅楽頭は姫路藩の初代藩主である酒井忠恭（1710-72）である。寛延4年（1749）、酒井家は上野国前橋から播磨国姫路に移封した。御用に関する記述は日記からは確認できなかったが、以下は姫路藩との関係を示す記述である。

酒井雅楽様四月十五日ニ姫路御発足被為遊候間、同五月朔日ニ天氣能江戸御着被遊候、半兵衛品川出迎ニ被参候、大仏之前ニ御乗物戸開、御言被為下置候由、猶又御側衆御挨拶御座候由、夫々罷帰り、直ニ御屋敷江御祝儀ニ被参候、尤御ノシ白臺にて差上申候、暑氣御半兵衛奇特ニ被存候⁽²³⁾。

上記は藩主が宝暦4年（1754）4月15日、姫路を出立し、5月1日に好天の下で江戸入りしたことがわかるが、この時、嶋屋は半兵衛を出迎えに派遣した。そして大井の大仏^{おおぼとけ}（現養玉院如来寺五智如来堂の高さ3尺の仏像5体）の前で藩主の乗った大名駕籠の戸が開き、直に言葉をかけられた。また藩主近くに仕える御側衆ともあいさつをし、一旦江戸店に帰店した後、藩邸を訪ね、御祝儀に参上した。酒井忠恭が親しく声をかけた行為の背景には、1年、2年の短い時期の御用ではなく、長期にわたる御用期間を踏まえての声掛けだったと思われる。嶋屋が姫路藩の御用を請け負い、同藩も御用飛脚を重視したことがよくわかる事例である。

(4) 若狭小浜藩

和泉屋甚兵衛は若狭小浜藩の御用を請け負ったことが以下の記述からわかる。

一、左内町和泉屋甚兵衛申上候、私御請合申候酒井修利太夫様御状箱、先達而申上候通金子入と御答礼ニ茂無御座、勿論私方通帳金子入と申請取不仕候得共、此度御吟味ニ付、御状箱之内ニ而金子入御状御座候哉と御尋申上候処、御役人中被仰出候有之、其節答礼ニハ金子入と申儀、書付不致相渡し候得共家中指し候書状之内ニ金壺両銀六匁壺分入レ遣候、此外之書状之金銀入ニ而ハ無御座由被仰出候、尤御状御出し被成候御家中方之内国

22 「定飛脚日記」9

23 「定飛脚日記」9

元へ御供ニ御越被成候方茂御座候由被仰聞ニ付、右之外ニ茂御状之内へ金銀入り申候哉難計奉存候得共右金銀・外同御入り不成候由御役人中茂被仰聞候⁽²⁴⁾。

上記の酒井修理太夫は小浜藩主酒井修理太夫忠用（1723-75）であり、和泉屋が小浜藩の御用を務めたことがわかる。小浜藩から和泉屋に対し、金子入り御状の有無を問う尋ねがあり、和泉屋が金子入り御状はなかったと回答したが、和泉屋としては吟味があるからには「金子入りの御状があったのでしょうか」と尋ねたところ、藩役人は金1両銀6匁1分入りの御状が入っていたと答え、1通のみではかにはなかったとした。

(5) 飯山藩

下記の本多相模守は飯山藩主の本多相模守助益である。寛保3年（1743）から延享元年（1744）に本多助益は大坂城加番を務めた。以下は寛保4年（1744）、大坂から江戸藩邸へ届いた書状が不足していたため本多家から嶋屋に尋ねがあった一件である。

一、右御状固御内見被下候様本多相模守様御屋敷江参候御状不足仕候由、此義御尋被遊候付奉驚入、依之右御状固到着仕候節除キ取積仕候手代共吟味仕候へハ折節新規之手代勝手不奉存候付、取急キ右之御用御状固上メ除申候由相知申候、此者も奉驚入心仰天仕、前後不覚之仕合ニ成、右御状固早速取繕申候段、有隼ニ申相知候折節其御者私儀他参仕候而其儀曾而不奉存候、右御状固差上可申所江罷帰御封印様申段承知仕、別而奉驚入先御断書を以不取敢差上候処、右之仕合何分も御慈悲之上御赦免奉願上候。

一、右本多相模守様御屋敷江参候御状之儀和泉屋甚兵衛方へ御届申上候、乍恐此訳之儀ハ右申上候通、甚兵衛方へ私方江相届候所、右之仕合奉驚入あはて取残り申候ニ付、右手代之者甚兵衛方へ馳参仕相尋申候処、和泉屋甚兵衛方へも毎度御加蕃様方へ御届申上候間、此方へ本多相模守様江御断可申上様も無御座候無調法之次第幾重ニも御赦免奉願上候⁽²⁵⁾。

嶋屋では調査したところ、新規の手代が扱ったことがわかり、「御赦免」を願っている。書状を大坂から江戸へ運んだのは、和泉屋甚兵衛であり、和泉屋から嶋屋へ届けられ、嶋屋方の手代が新規の者だったため、処理に不手際が生じ、何通か書状が残されてしまった。今度の件で嶋屋の手代が和泉屋甚兵衛へ尋問したところ、和泉屋方でも加番へ毎度届けているので、嶋屋から報告する方法もなく、無調法してしまったと赦免を願い出ている。

以上は嶋屋と和泉屋甚兵衛が大坂城加番の御用を務めたことがわかる。手代が熟練でないため、和泉屋から嶋屋への書状の引き継ぎがうまくゆかなかったなどのミスにより「御状不足」という事態を生じた。延着・付着は川支・馬支だけの理由で生じるのではなく、処理上の人為ミスで生じる場合もあった。誤配も同様である。

(6) 高崎藩

従来の研究では高崎藩の御用飛脚の有無について不明であったが、日記から宝暦2年（1752）6月、嶋屋が高崎藩に宛てて御用飛脚を請け負いたい旨の願い書きを写した件が確認された。

乍恐口上書を以御願奉申上候

一、大坂御役先御用飛脚之儀、先達而へ御役所様へ以書付御願申上候通、先規御城代様方連々被為仰付被下置候而御用飛脚之義相勤来候義、殊更御屋敷様御義ハ御国御用御状固被為仰付候而乍憚所縁之者御座候、今度御用金之義ハ外聞旁幸之御義奉存候、段々御願被申

24 「定飛脚日記」3

25 「定飛脚日記」3

上候所々外ニも御出入之飛脚御座候付、一同ニ御書付而入札被為仰付候奉畏候、早速入札相改差上可申候得共、此方御役人様御願上候通、外御出入申上候飛脚是迄無據筋御座候付、一同御願申上度義も申上候通、商売躰之義ニ候得共御用一件不残とも御願申上度義同御出入申上候得共と而も御用承度所存ハ不相替候間、何卒御出入仕候者一同ニ被仰付可被下候何分ニも御城代様御代々御用事数年承来候所、此度御用不被仰付候而ハ数年之商売ニ相離外実旁難義至極仕候、外ニ無據御出入御座候共私共御加一同ニ被為仰付被下置候而ハ、数代之商売ニ相続と申物御座候、入札之義も五軒之者江被仰付候義なれハ格別下直之趣も可有御座候、別而御大切之御用事極之外賃銀申上候義も麓末之至恐多奉存候付、随分吟味仕候上ハ御詫も御座候様ニ積り上、相認差上申候、右数年来勤来御用相続仕候義乍恐被聞分御許義迄被成下被為仰付被下置候ハハ千万難有仕合ニ奉存候、以上。

申六月

松平右京太夫様

御役所⁽²⁶⁾

「松平右京太夫」とは、高崎藩主の松平輝高（1725-81）のことである。輝高は宝暦2年4月から同6年5月まで大坂城代を務めた。上記の史料はすでに大坂城代として赴任中の時期であるが、史料冒頭の「大坂御役先御用飛脚之儀」とはそのことと対応する。しかし、まだ願い書きは、御用を務める前の段階で、大坂城—江戸藩邸、江戸藩邸—高崎城の御用を巡って、傍線部にあるように5軒の飛脚問屋が入札を行ったことがわかる。

7 大岡越前守忠宜の御用請負

(1) 月三度の飛脚御用

今までは各大家の御用について事例を紹介したが、本章では具体的にどのように飛脚問屋が御用を務めたのか事例を紹介する。

大岡越前守忠宜の飛脚利用を検討する。大岡忠宜（1709-66）は、「大岡政談」などで著名な大岡越前守忠相（1677-1751）の二男である。町奉行から異例の出世を遂げて大名となった大岡忠相は西大平藩の初代藩主となった。忠宜は宝暦元年に父の跡を継ぎ、大番頭に就任した。宝暦4年（1754）には大坂城大番を命じられたため、大岡家では嶋屋佐右衛門に大坂—江戸の飛脚を委託した。

覚

一 当戊八月より来亥八月迄 大岡越前守大坂在番中一ヶ月三度宛定飛脚揃、津国屋十右衛門と申者申付一度ニ馬三疋宛相立上下為致候付右之飛脚宰領馬三疋宛之印札相渡置候、印鑑ニ引合於無相違者無滞御通可給候、為此此証文差越候之間、宿々問屋中遠披見写留先々江可相送之事。

大坂、江戸共定飛脚出立日之覚

毎月 四日 十四日 廿四日

右之日限大坂、江戸共発足道中

一 荷物三疋之外堅上下不致候之様申付候、然ハ不叶用事荷物有之時ハ上下共荷馬増候儀茂可在之候、其節者別紙証文定飛脚宰領為致持参可申候間、印鑑ニ御引合於無滞者駄賃錢

26 「定飛脚日記」7

舟渡川越賃御定之通にて請取手形御渡可給候、若越前守家来と申似せを致候荷物候歟又ハ定飛脚荷物三疋之外馬多立候時我等共印形之証文持參於無之者馬出被申間敷候、荷物貫目御定之通より重く不仕様急度申付候事。

一 越前守家来在番之者江戸之者左ニ記置候間、大坂より之飛脚者在番之者江戸より之飛脚者江戸之者印形馬札に記候間、上下之度々ニ御改可有之事。

一 定飛脚道中夜通追早追一切不仕宿々にて、かさつかましき儀毛頭不仕作法罷通候様ニ急度申付置候間万一夜通早追致し候歟かさつかましき儀候ハハ後日に可被申届候詮議之上、定飛脚之者不届之段、従越前守御奉行方江急度御改可申候、江戸ニ而定飛脚嶋屋佐右衛門与申者申付候間江戸より用事にて右之外飛脚又者家来為差登候節者在江戸のもの証文相添可申候間、右之通り御心得可有之候為其如此候、以上。

大岡越前守家来在番

宝曆四甲戌年八月

相澤十右衛門

宮下源藏

清水直治

同家来在江戸

益戸惣治

小林豊助

従江戸大坂迄

馬継問屋中⁽²⁷⁾

上記は、嶋屋佐右衛門が、大岡忠宜の大坂—江戸の御用を請け負ったことを示す。忠宜の在坂期間の8月から翌年8月の1年間、毎月4日、14、24日の月3度に大坂と江戸の両地を「定飛脚」(定期便の意)として出立したことがわかる。宰領1人が荷物を積載した馬3疋を率いた。その際、嶋屋が大岡家及び家中の荷物のほかに、他の荷物を混載させないこと、荷物は決められた貫目以上の過積載を禁じた。宰領携帯の印札と問屋場の印鑑とを照合し、合致したならば、問屋場では優先的に馬を継ぎ立ててもらった。さらに江戸と大坂の大岡家の家臣に印形と馬札を提示して改めたことも記される。夜通しの早飛脚と宿場でのがさつかましい行為を禁じ、そうしたことがあれば、詮議の上で事実と認めた場合に奉行へ届けるとした。

上記の史料は、いくつか興味深い点がある。まず大坂城代・定番・加番を命ぜられた大名家は、大坂—江戸の御用を民間の飛脚問屋に委託するが、恐らく前の城代・在番からの申し送りの場面で、上記のことも伝えられた可能性がある。

2つ目は「定飛脚」という呼称が用いられている点である。これも天明2年(1782)に当時の九軒仲間が「定飛脚仲間」を幕府により公認されるが、その30年前には意味合いこそ違うものの「定飛脚」の語がすでに用いられたことがわかる。また飛脚の差立日が月3度という事実は、飛脚問屋全般(特に遠隔地)の呼称ともなった「三度飛脚」の由緒(月三度の往返)が作り事ではなく、かなり信憑性の高いものであることを裏付けている。

3点目は他の荷物を混載させないこと、荷物は決められた貫目以上の過積載を禁じた点であるが、これに関してはどこまで厳守されたか甚だ疑問である。恐らく他の町人荷物との混載は日常的だったと思われ、過積載も荷物が多ければ、十分にあり得たものと考えられる。

27 「定飛脚日記」9

(2) 大岡家の手形利用

大坂へ上るに当たり、7月17日に先役として金子幸右衛門を先行させた。大岡忠宜は7月24日、江戸を出立する予定だったが、続く雨天により多摩川を渡河する六郷の渡しが川留となったため、翌日昼に出立した。この時、嶋屋江戸店では大岡家を見送るため、24日朝に「宗助」を品川宿へ派遣した。しかし、宗助は「八ッ過」(午後2時すぎ)まで待ったが、大岡家の一行が現れなかったため、夕方には瀬戸物町の江戸店へ戻った。25日には宗助を見送りに派遣せず、26日に西大平藩邸へ「御發足御祝儀」に家中廻りをさせ、「中枚紙十帖ツツ」を贈呈した。

興味深いのは出立前の7月23日、大岡家に幕府から下賜される「合力米」(役職手当に相当する米支給)の一部を嶋屋江戸店で現金に換えて、道中費用に当てようとした事実である。その際に大岡家が津国屋宛てに発給した手形が日記に写されている。

七月廿三日

売附申御城米之事

合米四百石 但御蔵廻シ

此前金貳百兩

右者大岡越前守当秋大坂在番被仰付道中支度金要用ニ付、御合力米之内右之米高、其方江売付為前金、右之金高当地嶋屋佐右衛門方々被相渡、髓ニ請取申処実正也、然ル上者右之米来ル八月十四日従 御城内請取申、初御合力米ヲ以相渡可申候、尤直段之儀者其時之相場を以、代銀過不足差引可申候、縦令内外如何様之指支有之候共、此度大切之砌要用被相違候上者於此米高無相違相渡可申候、為後日米売附前金受取手形、仍如件。

大岡越前守内

宝暦四年戊七月

大坂元ノ 真木長左衛門

大坂御米方

堀江常八郎

大坂御用人

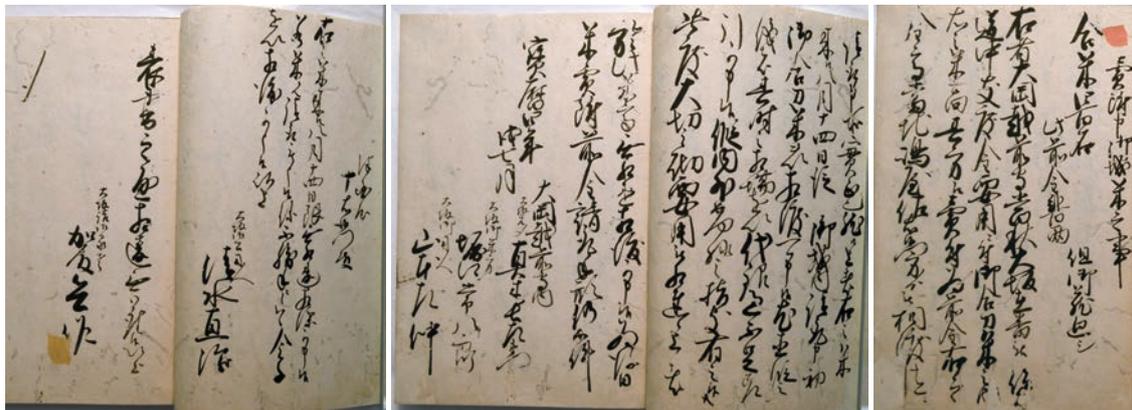
山本左仲

津国屋

十右衛門殿

右之米来ル八月十四日限無相違相済可申候、若米之請取被申候儀不勝手ニ候ハハ金子を以相渡可申候、以上。

大坂御用人



大岡越前守発給の手形の写し。嶋屋・津国屋の利用(「定飛脚日記」十から、郵政博物館蔵)

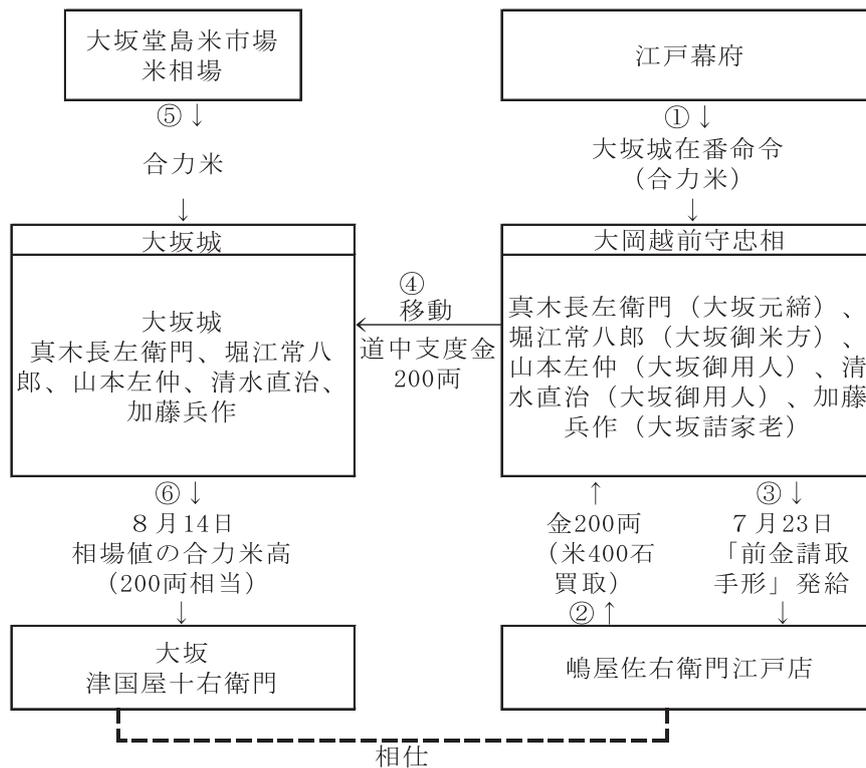


図2 大岡越前守忠宜の嶋屋・津国屋手形利用

清水直治

表書之通相違無御座候、以上。

大坂詰御家老

加藤兵作⁽²⁸⁾

上記の史料を図2に示した。丸囲みの数字は手形と現金、合力米の流れの順序である。

大岡家では東海道を使って、大坂へ上る際、その道中費用を捻出するために、幕府から下賜された「合力米」の内、400石を嶋屋江戸店で金200両に換金した。この段階で嶋屋はまだ米を受け取っていないが、金200両を支払った。大岡家では手形を発給し、嶋屋江戸店に渡した。嶋屋ではこの手形を大坂の相仕である津国屋十右衛門に飛脚に託して送った。大岡家は主君・家臣共に東海道を通過して大坂へ上った。大坂に到着後、大岡家では当時の米相場で金200両相当の合力米を津国屋に城内で手渡した。津国屋は嶋屋から届いた前金手形を持参し、手形を戻したはずである。これが商取引であれば、大岡家は手形に裏書きして嶋屋へ送り返さねばならないが、そうしたかどうかは不明である。

以上のように大岡家では大坂城へ赴任する際、飛脚問屋を利用して、将来支給される役職手当を担保にして、あらかじめ江戸で嶋屋から現金を手に入れ、それを大坂までの移動経費に当てた。そして移動完了後に手形と引き換えに相場値に照合して現金相当額の米を津国屋に支給した。恐らく津国屋では米を転売して、現金化したものと思われる。こうした手形利用は、従来の研究では商人間の利用事例のみが専ら紹介されたが、実は大名クラスの武家も盛んに手形を利用し、あらかじめ現金を入手することをしていただことがわかる。

金融利用が民間だけでなく、支配層にも及んでいたことは武家のイメージを改めて見直すこ

とが求められる。江戸の商品経済の沸騰を背景に手形が盛んに利用されたが、武家もその制度に便乗していた。むしろ、武家階級も米相場をしっかりと念頭に置いて、手形を発給するという金融感覚を持ち、積極的に利用していたものと捉えた方が史実に近いのではないだろうか。

8 公権力との関係

(1) 御用を巡る競争

日記が改めて貴重史料の価値を有するのは次のような御用の裏事情を窺わせる記述が散見されるからである。宝暦2年(1752)11月、大岡能登守が大坂城大番を命ぜられると、嶋屋側では早速「御祝儀」に参上している。ところが、和泉屋甚兵衛が出入り業者だったため、翌年正月に嶋屋では宗助を派遣して御用を嶋屋に請け負わせてほしいと願い出て働きかけた。

大岡能登守様大御番申十月ニ被為蒙従定飛脚和泉屋甚兵衛江被為仰付候所、御出入仕候ニ付、酉正月宗助を御願申上候所、最早泉屋へ被仰付御用向相勤居候趣、被仰付驚入、夫々日々ニ御願申上、漸々三月廿八日ニ此方へ被仰付候、則御書付被下置候戸棚ニ在番飛脚被仰付替ニ付而宗介慥ニ相勤、清水直次様之御用方御役人御勤替、右之通ニ相成候中々不精ニ而ハ出来不申候所、此度者御出精相見得申候、以来御屋敷大切ニ万端可相勤候事。

酉三月廿八日⁽²⁹⁾

上記は嶋屋が正月から「日々ニ御願申上」と再三願い出て、和泉屋甚兵衛の御用を横取りする形で、3月28日付で御用を請け負うことに決まったことを示している。ただ史料には「日々ニ御願申上」のみあるが、そこには様々な裏工作があったものと思われる。恐らく先述の大岡越前守忠宜が大坂へ赴く際、「御祝儀」が贈られたように、この時も「御祝儀」に名を借りて担当役人への進物があったのではないだろうか。再三の御願いだけで役人が動くとは思われない。

御用を巡る動きと類似するが、宝暦4年(1754)4月、十七屋孫兵衛が福島に出店を出したいと福島藩に願い出たが、すでに福島に出店を置いて藩御用も務めていた嶋屋は十七屋の福島進出を阻止しようと、同藩に出店設置を許可しないように働きかけている⁽³⁰⁾。一旦は藩側が十七屋に許可しなかったため、嶋屋側では現地の藩役人と町役人に反物をそれぞれ礼物として贈り、江戸藩邸の役人にも羽織地を贈っている。しかし、十七屋は「敷金」として藩に300両を差し上げ、さらに荷物一箱を無賃にすると上申をした結果、十七屋は同藩から認可を得て福島店を設置するに至る。

嶋屋と十七屋のなりふり構わない裏工作は、御用を独占したい飛脚問屋の本質がよく示される。嶋屋の裏工作を承知してか、十七屋が敷金300両と荷物一箱無賃で対抗して出店設置許可を勝ち取った事実は実質的な贈収賄である。生糸産地を後背とし、糸市の開かれた福島での営業が十分に300両を回収し得るものと見込んだものと考えられる。

(2) 入札と落札

御用を獲得するには願い書きを提出し、許可される形のほか、各業者に飛脚賃書付を提出させて安価な業者に落札させる競争入札に近い形のものがあったようである。ただ、様々なしがらみの影響もあってそう単純には行かなかったようである。次の史料は寛保4年(1744)正月に嶋屋から「御役人中様」宛てに提出された願い書きである。

29 「定飛脚日記」8

30 「定飛脚日記」9

乍憚書付を以御願申上候

一、大坂の御当地へ下り飛脚御用之儀先年関口治左衛門様御先御用ニ付、大坂へ御登被遊候節御吟味之上私相仕津国屋十右衛門ニ被仰付被下置只今迄無間違御用相勤来り冥加至極難有仕合奉存候、其節此着の大坂江之飛脚賃銀御定直段無御座候付、直段書付相認差上候処ニ桜井伝吉様館部儀右衛門様被仰付候ニ付直段書付相認差上候へハ私方落札ニ御座候由、被仰聞候然共伏見屋五兵衛義ハ数年御出入仕候者故私方直段ニ而先此度ハ伏見屋五兵衛方へ被仰付候由御申渡被遊候、若此已後伏見屋五兵衛方不手都合之義も御座候、私方へ被為仰付可被下置旨、右御兩人様を被仰渡候付、其後達而御願も不申上候、然処旧冬の泉屋甚兵衛、伏見屋五兵衛と兩人江御用被為仰付候由奉承知候、右申上候通、先達而御願上候御縁も御座候、私義ニ御座候間、被下置候ハ商売躰之飾り之由相成外聞実儀無此上難有仕合奉存候、右之段被為聞取分ケ上り飛脚御用奉願上候、以上。

子正月

嶋屋佐右衛門

御役人中様⁽³¹⁾

傍線部に注目してほしい。関口治左衛門の大坂—江戸を結ぶ飛脚御用を請け負う際、数業者によって「入札」が行われたが、嶋屋は「落札」できなかった。その間の事情が述べられているが、入札の際に飛脚賃の値段を書付が提出され、吟味の結果、落札業者が決定された。嶋屋は役人から口約束ながら将来的に御用を頼みたい旨を取り付けていた。ところが、数年来、伏見屋五兵衛が関口家の出入業者だったため、今回は伏見屋へ落札させて御用を依頼するが、この後、伏見屋方に何か不都合のことがあった場合、嶋屋方へ乗り換えたいという条件だった。そのため嶋屋方から特に願い出ることはないまま、和泉屋甚兵衛と伏見屋五兵衛の両業者が落札した。そこで、嶋屋側は今回の落札については承知した旨を述べた上で、近い将来に嶋屋に御用を仰せつけてほしいと願い出た。

公権力の御用を巡る業者間の競争、また公権力と飛脚問屋との癒着を窺わせる。現在で言う公共事業を巡る不正競争入札と談合に似ている部分がある。飛脚問屋にとって、武家荷物の取り扱いは実入り安定し、且つ大きかったのであろう。嶋屋と関口家とのなれ合いは、例外というわけではなく、恐らく公権力と業者との日常慣行だったと推察される。この関係こそが御用を請け負う飛脚問屋たちが天明2年に定飛脚仲間として認可される素地だったと理解される。

9 おわりに

以上、日記の検討から幕府・大名・旗本の御用を広範に務めたこと、そして御用こそが飛脚問屋の主要且つ安定した収入源であったことが改めて認識できた。わかりやすく表現すると、現在でも公共事業を巡る“官製談合”が跡を絶たないが、公の仕事を請け負う旨みというのは江戸期から変わらぬ、時代を超えた権力と業者の構図だったということである。飛脚問屋が御用を請け負い、町人荷物を混ぜる“公私混載”で街道を輸送すれば、様々な局面で融通が利き、延着を最小限に抑止して目的地に到着させることができたわけである。もちろんこうした人知の限りが問屋場の馬不足に対して時として効果薄く、さらに大自然の前に無力（雨天による川留、道のぬかるみ、峠の土砂崩れ、大地震など）であったことも事実である。

御用という公務の視点から輸送・通信をみると、公権力と飛脚問屋との密着度が窺い知れる

31 「定飛脚日記」3

が、飛脚問屋が一片の願い書きを提出し、大名家が願い書きを受理し、御用を依頼したという単純な構図があったわけではなかった。そこには表向きでは飛脚賃の書付を提出して入札を行い、裏工作として願い書きを提出した。恐らく担当役人に贈り物（賄賂）を届けることもあったであろう。現に宝暦4年（1754）4月から5月にかけて、十七屋孫兵衛が福島店を設置しようと願い書きを福島藩に提出した折、嶋屋はシェアを奪われるのではないかと危惧から妨害工作を図った。それに対し、十七屋は「敷金」という形で現金を福島藩に上納した⁽³²⁾。嶋屋も「御祝儀」の名目で藩の要路や担当役人らに礼物を贈呈した。こうした延長の上に、大名が参勤交代や在番で大坂へ上る際に飛脚問屋は手代をぬかりなく派遣して見送りをし、また出迎えるなどの御用をつなぎとめるための配慮を怠らなかったのである。

飛脚問屋との関係上において御用を通して武家を見ると、武家は明らかに商品経済のただ中にいることがわかる。大岡越前守家は飛脚問屋のネットワークを利用し、武家自身が手形を発行し、飛脚問屋があらかじめ道中費用として200両を換金し、武家が大坂到着後に米相場の変動を見ながら相当分の米を大坂の飛脚問屋（江戸の飛脚問屋の相仕）に支払った。こうした取引は武家側による手形の意義や米相場の変動への理解が前提となる。武家は支配権威という信用を担保に手形を発行し、また大坂城内に手形を持参した飛脚問屋に対し、米を支給した。士農工商の頂点とされる武家であるが、江戸中期ともなると、沸騰する商業主義の渦中に商人の確立したシステムを活用して幕命による公務をこなした経済感覚を備えていたと言えよう。

なぜ『日本通運 社史』が御用関係を取り上げることがなかったのか指摘しておきたい。本稿で検討したように飛脚問屋と幕府・大名との関連は緊密な相互依存の関係にあったことがわかった。飛脚問屋が明治維新後も政府に保護され、陸運元会社、さらに内国通運として生き残ることに絡むが、すでに江戸中期にはすでに飛脚問屋と時の公権力とは御用を介して密接な関係を持っており、郵便制度設立前の明治政府との関係も江戸期からの延長だったと捉え直すことができる。そうした意味から飛脚問屋と公権力との関係は重要な研究テーマであるはずであるが、『社史』は日記をかなり参照しながら公権力との関係についてほとんど触れていない。その理由は“社史”だったからではないだろうか。すでに述べたように権力との関係は、決してきれいごとだけでは済まない局面を有した。恐らく編纂員の間で定飛脚仲間の末裔を自認する日本通運の『社史』として、ふさわしくないという一種の“自粛”が働いた可能性も否定できない。

以上のことを踏まえると、飛脚問屋が他の商売と比較して、幕府当局にかなり手厚く保護された面を持っていたことが理解し得る。その証を最後に示すことにしたい。寛延4年（1751）6月20日、「大御所」と呼ばれた徳川吉宗が逝去すると、50日間の「鳴物停止」が一斉に触れ出されたが、この折に「最初、薨御之切、江戸中三日ハ御門戸をさし諸商売相止メ居申候」という状況にありながらも、ただ飛脚問屋のみは「随分穩便ニ仕差立申候」と例外的な措置が取られた⁽³³⁾。明らかに御用を請け負った飛脚問屋が特別な立場にあり、幕末に至るまで公権力から様々な便宜が図られた理由がわかる。

最後に今後の課題に触れる。本稿で一端を示すことができたように、定飛脚日記はまだ存分に活用され切っていない一級史料である。今後も他のテーマで活用し得る史料なので、日記を基礎史料に仲間の動向、取引先との関係、具体的な輸送実態について明らかにしていきたい。

32 「定飛脚日記」9

33 「定飛脚日記」6

【付記】「定飛脚日記」の閲覧に協力していただいた郵政博物館の井上卓朗氏と井村恵美氏、また本論文を審査していただいた石井寛治先生、貴重な参考意見を頂いた郵政歴史文化研究会第一分科会のメンバーにこの場を借りて感謝申し上げます。

(まきしま たかし 群馬大学 社会情報学部 非常勤講師)